

平成24年度 財政援助団体等監査（期） 指摘事項措置状況
《神戸港埠頭 株式会社》

指 摘 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
会計に関する事務 ア 専決区分の誤り 会社の職務権限規程によると、前渡金の支払事務のうち、その決定については、1件50万円以下のものは部長及び室長専決事項、1件30万円以下のものは課長専決事項とされている。しかしながら、30万円を超える前渡金の支出決議について、課長までの決裁とされているものがあった。 （事例） ・ RC1/2 岸壁部分土地売却契約に伴う印紙税 360,000 円 ・ 平成23年度資金調達（管理者借入・市中借入）に伴う金銭消費貸借契約に係る収入印紙購入経費 340,000 円 規定に基づき、適正な事務処理を行うべきである。	会計に関する事務 ア 専決区分の誤り 当該事例について、職務権限規程に基づき、部長決裁と定められており、ご指摘後速やかに是正した。 また、全社員に対し、規程等に基づいた事務処理がなされているか点検を実施し、今後同様の事例が起こらないよう、より一層の事務処理の適正化に努めるよう通知した。	措置済
会計に関する事務 イ 伝票記載事項の訂正 会社の経理規程実施細則によると、「金額・科目・取引相手等の重要な事項の修正については、修正伝票を起票しなければならない。」とされているが、仕訳伝票の中には、金額や科目を朱書きで修正したものが散見された。 規定に基づき、修正伝票を起票するべきである。	会計に関する事務 イ 伝票記載事項の訂正 当該事例について、経理規程実施細則に基づき、ご指摘後すみやかに伝票の起票、決裁を行い、是正した。 24年度については、当初から規程に基づいた処理を行っており、今後も同様に徹底する。	措置済

契約に関する事務 ア 専決区分の誤り（不動産借入） 会社は、事業実施に際し、本市に対して埠頭用地等の専用（占有）使用許可や一時使用許可を申請し、それぞれ本市の承認を得た上で、使用料を納め、使用している。 会社の職務権限規程によると、不動産の借入については、賃貸借契約及び一時使用許可の決定・契約ともに 200 万円以下は部長及び室長専決事項、100 万円以下は課長専決事項であるが、以下のような事例が散見された。（事例） ・賃料見積額（年額又は総額）の記載が無 いままに課長決裁で使用許可申請をし ているもの ・賃料見積総額が 100 万円を超えているに も関わらず、一時使用許可申請や専用 （占有）使用許可申請の多くが課長決裁 となっているもの 別途、工事施工決裁等により方針が決定されているものや継続して使用するものについても、各々の使用許可申請にあたっては、規定（契約）に基づき、適正に事務処理を行うべきである。	契約に関する事務 ア 専決区分の誤り（不動産借入） 当該事例について、職務権限規程によって金額に応じた決裁区分が定められており、ご指摘後速やかに是正した。 また、全社員に対し、規程等に基づいた事務処理がなされているか点検を実施し、今後同様の事例が起こらないよう、より一層の事務処理の適正化に努めるよう通知した。	措置済
---	---	------------